

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月26日(火) 14:46～15:05

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員 会長 玉城 増生  
1番 儀間 徹  
3番 並里 茂明  
5番 東江 良和  
6番 知念 雄二  
7番 玉城 政和  
8番 知念 正和  
9番 玉城 正芳 計8名

欠席委員

2番 安里 正春

3. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 非農地証明について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

## 平成 28 年 第 4 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 28 年第 4 回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 はい。では報告致します。  
欠席の委員が 2 番安里正春委員、1 名の欠席となっております。出席委員  
が 8 名となっております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、議員総数 9 名のうち、8 名出席して  
おります。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告し  
ます。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。  
それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。署名は慣例に従い議長  
が氏名したいと思います。

署名員に 3 番、並里委員。5 番、東江議員を指名致します。

日程の第 2。会期の決定。会期の決定の件を議案と致します。  
本総会の会期は本日一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って本総会の会期は本日 1 日間に決定しました。

議長 日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議  
題とします。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許  
可申請について。上記の件について下記のとおり申請されておりますので、  
可否の決定を求めます。

先ず NO.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 9,565 m<sup>2</sup>  
となっております。申請地が●。地積が 360 m<sup>2</sup>。坪にしまして 108 坪。所有  
権移転 交換となっております。

次に No.2 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の計面積が 6762 m<sup>2</sup>とな  
っております。申請地が●。地積が 553 m<sup>2</sup>。坪にしまして 167 坪。所有権  
移転 交換となっております。

次に No.3 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 8529 m<sup>2</sup>と  
なっております。申請地が●。地積が 209 m<sup>2</sup>。坪にしまして 63 坪。所有  
権移転 贈与となっております。

二枚目お願いします。

次にNo.4. 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が17130㎡となっております。申請地が●。地積91㎡。坪にしまして28坪。所有権移転 売買。売買単価が坪当7,338円となっております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある人はどうぞ。

議員 休憩をお願いします。

議長 はい。休憩致します。(14:52~14:58)

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は、議案のとおり決定しました。

議長 日程第4。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としたします。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明いたします。  
議案第2号。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。上記の件について下記のとおり申請されてますので、可否の意見を求めます。  
今回四件の申請が上がっております。先ずNo.1。譲受人●さん。譲渡人●さん、申請地が●。地積915㎡。うち転用面積は331㎡。坪にしまして100坪。転用目的は一般住宅です。所有権移転売買で行いまして、売買単価が坪当たり15,000円となっております。

次に、2枚目、様式8号ですが、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。この意見書についても合わせて採択をお願いしたいと思います。意見決定の理由について、私の方から読上げさせていただきます。「当該申請地は●の西部に位置し、本村の農業振興地域政令計画においては農用地域からは除外された区域となっている。本事業計画について、他の地域に代替地を検討したが見付からず、申請地として適当と認める」。という意見を付けて、県へ進達したいのですが、皆さまのご審議を宜しくお願いします。

議案書に戻りまして、次にNo.2。譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。地積が506㎡。転用面積同じく506㎡。転用目的が一般住宅で、所有権移転売買。売買単価が坪当たり15,000円となっております。この案件につきましても、意見書を付けて県へ進達することになりますので、3枚目をご覧ください。

これについても、意見決定の理由について申し上げたいと思います。

当該申請地は●に位置し、本村農業振興地域整備計画においては農用地区域からは除外された区域となっている。申請地は公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第三種農地となっており、転用については適当と認める。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆さまのご審議を宜しくお願い致します。因みにこの街区の宅地割合が58.36%となっております。

議案書に戻りまして、No. 3。譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●、地積が432㎡。転用面積が432㎡。転用目的が駐車場。所有権移転売買の売買単価が坪当たり6,923円となっております。意見書の方、4枚目になるんですが、これについても意見決定の理由を申し上げたいと思います。

「当該申請地は●に位置し、本村の振興地域政令計画においては農用地区域からは除外された区域となっている。申請地は公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める区画地の割合が40%を超える第三種農地となっており、転用については適当と認める」。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆さまのご審議を宜しくお願い致します。因みにこの街区の宅地割合は43.74%となっております。

議案書に戻りまして、次にNo.4。譲受人●。譲渡人●さん、申請地が●。地積602㎡。転用面積602㎡。転用目的は、民宿。同じく●。地積108㎡。転用面積108㎡。転用目的 民宿。3筆目は同じく●。地積455㎡。転用面積455㎡。転用目的 民宿。3筆の合計面積1165㎡。坪にいたしまして352坪。一体的にこの3筆ですが、一体的に民宿として整備したいとの事でございます。使用貸借権での設定をし、期間は15年間。年間の賃借料は60万円との事です。

意見書の5枚目です。この案件についても意見書を付けて県へ進達を行いたいと思いますので、意見決定の理由について申し上げたいと思います。

「当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域となっている。申請地の西側と北側は公道を挟んで宅地となっている。更に分断要因となる段差が生じており、少数集団の生産性の低い農地と位置づけられる第二種農地となっている。転用にあたっては他に代替地がないことから適当と認める」。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆さまのご審議を宜しくお願いしたいと思致します。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。No.1からNo.4までありますので皆さん、慎重なる審議を宜しくお願い致します。

議員 休憩をお願いします。

議長 休憩致します。(15:05~15:15)

議長 これでは質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り決定することにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案の通り決定しました。日程の第5、議案第3号。非農地証明について。を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明いたします。議案第3号、非農地証明について。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。申請人No.1 ●さん。申請に係る土地が●、面積1,232㎡。所有者が●さんとなっております。この案件につきましては「登記簿上では畑となっているが、戦前より畑としての利用はしたことが無く、現在では建設資材置場として利用しているため今回、非農地証明を受けたい」との事でございます。

続きましてNo.2、申請人 ●さん。申請に係る土地が●。面積598㎡。所有者が●さんとなっております。この案件につきましては、「復帰前より住宅の出入り口として利用しており、平成13年に住宅として使用している土地については●。畑として使用している土地については●。と分筆をしております。今回、地目の変更を行いたく、非農地証明を受けたいとの事となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り、決定することにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案の通り決定しました。これで、本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成28年第4回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

終了時間 15:05

署 名

会 長 玉城 增生 印

3 番 並里 茂明 印

5 番 東江 良和 印